

一般社団法人横浜市工業会連合会
会長 加藤 卓郎 様

横浜市長 山中 竹春



令和 6 年度横浜市予算に対する
産業振興に関する要望について（回答）

さきにご要望（令和 5 年 10 月 26 日）のありましたことについて、次の
とおりお答えします。

【重点要望】

I 操業環境の改善

1 工業系地域活性化・安定した操業

(1) 住工共生への取組

住工共生地区の調和のとれた地域活性化の取組、地域に理解してもらうための取組への支援を引き続きお願いしたい。また、工業系地域での住工混在はますます進んでおり、防音、防振、防臭対策など操業環境整備のための、助成金をはじめとする支援制度の創設をお願いしたい。支援の対象範囲については、現状を踏まえ、工業系地域以外にも適用できるようにしてほしい。

【回答】

地域活性化の取組、地域に理解してもらうための取組については、引き続き「ものづくり魅力向上助成金」による支援を実施していきます。

また、防音、防振、防臭対策など操業環境整備のための、助成金については、令和 3 年度まで周辺環境及び近隣住民等へ配慮することを目的とした、騒音、振動及び臭気等を低減させる設備を対象とした助成金を実施していましたが、申請実績がなかったことから、廃止した経緯があります。

今後も、工業地域及び準工業地域における共同住宅の建設計画を提出した建築主に対して指導を行うなど、中小製造業の皆様の操業環境の維持向

上に取り組んでいきます。

II 販路拡大

1 横浜市の認定・認証制度

(1) 各認定・認証制度が連携した企業のブランド力を高める取組の推進及びインセンティブの拡充

認定・認証の数をそろえることが目的にならないよう、取得することにより企業評価のアップにつながる工夫をしてほしい。さらに、各認定・認証制度がマンネリ化しないよう、企業体力を見極めたうえで認定・認証するとともに、インセンティブの拡充をお願いしたい。

また、グランドスラム企業の上位ランク表彰制度の創設、横浜市SDGs認定制度に関連してエコアクション21申請企業の助成金制度の更なる拡充、工事のインセンティブ発注に関連して横浜市消防団協力事業所を横浜市災害協力事業者に指名する見直し、よこはまグッドバランス企業の格付けランクの創設（更新回数だけではなく取組内容で評価）などを検討していただきたい。

インセンティブの拡充については、例えばグランドスラム企業に対して、金融機関や公庫・信用金庫等が利率を下げるというようなインセンティブ制度も横浜市と一緒に検討していただきたい。

【回答】

「横浜グランドスラム企業表彰」は、各制度とも取組がビジネスの場でも重要視されるようになってきている分野であり、表彰自体をPR材料としていただけると考えています。本市としても、表彰制度を積極的にPRすることで、各制度や表彰の価値を高め、企業の皆様の評価向上につながるよう、プロモーション動画放映や市庁舎での展示等により周知に取り組んでいきます。

また、表彰企業については、本市制度融資「SDGsよこはま資金」の対象となるとともに、融資を利用する際に事業者が「横浜市信用保証協会」に対して支払う信用保証料を本市が全額助成しています。

なお、「横浜グランドスラム企業表彰」は1事業者あたり1回限りの表彰となりますので、上位ランク表彰制度の創設は検討していません。

「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」では、認証申請に当たって、ヨコハマSDGsデザインセンターによる相談対応や、認証取得後も、より上位の認証の取得を含め、更なる取組の促進に向けた相談等支援を実施しています。認証事業者の皆様には、認証を取得したことや、認証をきっかけに更

に取組を推進されていることなどについて、ウェブサイト等を通じて積極的にPRしていただくことにより、企業価値の向上につなげていただいています。

認証事業者の皆様への支援については、これまで、金融機関による評価項目に応じたコンサルティング等メニューの充実や本市入札制度「総合評価落札方式」での加点に係る対象区分の拡充のほか、国の「地域再生支援利子補給制度」を活用した支援策の創出など、様々なインセンティブの拡充を行ってきました。現在、金融機関等と連携し、インセンティブの更なる拡充も含め、認証制度の積極的な活用に向けた意見交換・議論を行っています。

また、「エコアクション21」については、自治体が主体となり、エコアクション21の認証・登録をサポートする「自治体イニシアティブ・プログラム」に申し込み、市内企業の認証・登録の費用等の軽減に積極的に取り組むなど、今後も更なる取得促進を図っていきます。

災害協力事業者名簿の現在の認定対象は、災害時の協力に係る協定に基づく協力隊員名簿に登載されている事業者又は台風、降雪時及び地震発生時等の緊急災害対応に協力し、本市に対して積極的な貢献があった者として関係区局より報告のあった事業者です。引き続き認定対象については、入札の競争性の確保及び入札・契約状況を踏まえ、関係区局と連携し検討していきます。

女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に関する企業の目標達成状況や取組内容の格付け評価は、国の「えるぼし認定」及び「くるみん認定」で実施されています。「よこはまグッドバランス企業認定」は、年次有給休暇の取得率や男性の育児休業取得率、女性の管理職登用の目標設定の有無といった企業の取組姿勢を重点的に評価しており、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいることを対外的に表明できるものと考えています。国や社会の動向を注視し、評価項目の見直しや、効果的な周知・広報により、認定企業となることが企業評価の向上につながるよう、引き続き取り組んでいきます。

(2) 認知度向上と魅力の発信

認定・認証企業の価値を高めるためには、制度自体の認知度やブランド力を高めてもらいたい。横浜型地域貢献企業など名刺にロゴマークを入れても、反応するのは市内の業者だけなので、市外に対しても行政から広くPRをしてもらいたい。

例えば、テクニカルショウヨコハマの中で、認定制度を周知するととも

に、認証取得企業をテクニカルショウで表彰することなどを検討していただきたい。

【回答】

認定・認証企業の価値向上のために、模範となる取組事例を中心に紹介するなど、各制度の認知度を向上させ、制度の魅力を発信するためのプロモーションを引き続き実施します。テクニカルショウヨコハマでも、制度紹介のパネル展示や取組事例の動画放映により制度周知を図ります。

(3) 認定制度の周知

横浜市の各種認定制度の内容と取得した場合のメリット等も含め、一覧表にして案内してほしい。

【回答】

本市ウェブサイトで、「横浜グランドスラム企業表彰」の表彰要件である4つの認定・認証制度（「横浜型地域貢献企業」、「よこはまグッドバランス企業」、「横浜健康経営認証」、「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」）の制度概要及びメリットを一覧にして掲載します。

(4) 各種認定制度の充実

ア 横浜型地域貢献企業の審査基準

横浜型地域貢献企業の認定において、審査員によって審査基準に差があるように思われます。審査基準の明確化と審査の平準化に努めるようお願いします。

イ グランドスラムの各認証の取組内容

グランドスラム企業の等級化は検討していないということですが、各認証の取組内容のレベルも考慮してほしい。今の基準では、健康経営ならAでも取得していればよいということになってはいますが、AとAAAでは大きな差があるため、工夫が必要と考えます。

ウ 認定・認証の継続にあたっての手続きの簡素化及び負担の軽減

認定・認証は継続していくことに大きな負担があるため、引き続き手続きの簡素化や負担の軽減を考えていただきたい。

【回答】

ア 認定にあたっては、外部評価員が取組内容を確認・評価し、その後、外部の専門家等で構成する認定委員会で認定しています。評価は、養成

課程を修了し必要な知識を習得した外部評価員が、当制度の認定規格に基づき実施しています。制度改正等の機会を捉えて研修を実施するなど、引き続き審査の平準化に取り組んでいきます。

イ 「横浜グランドスラム企業表彰」は、各分野で企業経営に関する取組を進める企業を表彰する制度です。本事業は1事業者あたり1回限りの表彰となりますので、各制度の取得ランクを考慮することは検討していません。

ウ 「横浜グランドスラム企業表彰」の対象となる各認定・認証を維持するためには、制度ごとに継続の手続きを行う必要があり、事業者の事務負担が大きいことから、令和6年度より、各認定・認証において認定期間の延長や評価項目の整理等により、事務負担の軽減を図ります。

2 公共事業発注の仕組み

(1) 地域貢献企業等へのインセンティブ発注

横浜型地域貢献企業をはじめ、横浜市の認定・認証企業へのインセンティブ発注について、効果的な運用を図っていただきたい。また、インセンティブ発注を工事や一部委託業務だけではなく、広く委託・物品にも適用することを検討してほしい。

【回答】

企業が地域において社会貢献活動の一端を担うことは、非常に重要であると考えるので、地域貢献活動を実施している事業者として本市から認定された「横浜型地域貢献企業」に対して、インセンティブ発注を実施しています。

インセンティブ発注の対象や発注件数については、入札の競争性の確保及び入札・契約状況等を踏まえ検討していきます。

Ⅲ 人材確保・育成

1 人材確保・育成

(1) 人材確保のための仕組みづくり

中小ものづくり企業の人材確保に向けた効果的な支援の仕組みづくりを、引き続きお願いしたい。

ア 高校生の中小企業への就職を促進するため、高校生向けの中小企業啓発事業の充実を図っていただきたい。

イ 人材確保には給与の引き上げは不可欠であり、中小企業の受注価格に電力料金や資材価格の上昇等を価格転嫁できるよう、発注企業に対する行政の指導の強化を図っていただきたい。

ウ 経済局主導の大手就職情報サイトへの求人掲載支援等が運用されているが、各区のホームページや広報紙等を活用し、地元企業と近隣で働きたい人材を結びつける施策を検討してほしい。

【回答】

多くの求職者が登録しているサイト運営企業と連携し、ニーズの高い有料の人材採用サービスを少ない負担で利用できるようにすることで、企業と求職者とのマッチングを進め、市内中小企業の人材確保を支援します。また、セミナーの開催を通して、採用力強化のための支援を行います。

ア 高校生が中小企業に興味を持つような仕組みづくりについては、「学校との就職懇談会」等を活用した企業PRを充実させるなど、貴団体とともに検討していきたいと思います。

イ 適切な価格転嫁や取引の適正化に関するセミナーの実施や相談支援の場を通じて、「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進を図るなど、引き続き市内事業者の経営基盤の安定に向けた支援を行います。

ウ 令和5年度は地元での就職を希望する方と市内中小企業を結びつけるため、本市が求人掲載支援等を行っている大手就職情報サイトを紹介するチラシを横浜市中心職業訓練校で配布等を行いました。令和6年度も引き続き、両者を結びつけるための方法を検討していきます。

(2) ものづくりの楽しさのPR

ア ものづくりや地域のものづくり企業を紹介する取組に対して、引き続き支援をお願いしたい。また、「ものづくり魅力向上助成金」の対象者として、個人事業主を対象外とせず含めていただきたい。

イ 「横浜マイスター」の紹介動画配信のみならず、人材確保のためには、経済局が主導し、You tube で現場作業の魅力などを公開し、子どもや若者が製造業に関心をもつような動画を策定し公開する手法を検討してほしい。

ウ すぐれた技術を持つ製造業等の技術者を積極的に紹介し、若者の関心を引き企業の存続につなげるような新たな施策を検討してほしい。

【回答】

ア ものづくりの魅力や企業を紹介する取組については、引き続き「もの

づくり魅力向上助成金」による支援を行うとともに、より活用しやすい助成金となるよう検討していきます。

イ ものづくりの魅力を発信し、楽しさをPRするためには、SNSやYouTubeは大変有効な手段であると考えています。本市では、地域工業会等が行う、ものづくりの魅力発信の取組について対象経費の2分の1（上限：20万円）を助成する「ものづくり魅力向上助成金」を実施し、ものづくりの魅力を発信する動画作成に係る経費も支援対象としています。

また、市民の生活・文化に寄与する優れた技能職者を「横浜マイスター」に選定し、各マイスターの紹介動画を制作しています。制作した紹介動画は本市ウェブサイトやYouTubeを活用して情報発信を行っています。また、多くの方々に製造業を含む技能職に興味・関心を持ってもらえるよう、市内技能職団体とも連携して、各種情報発信の取組も進めています。

ウ 製造業の優れた技術を紹介することは、若者にもものづくりの楽しさをPRする上で大変有効です。これまでも、地域のものづくり企業等を紹介・発信するイベントを実施するほか、「コマ大戦」など、地元のものづくり企業の技術者との交流を通じ、将来のキャリア・進路を思い描く機会を提供してきました。今後もこのような活動を支援しつつ、より効果的な支援ができるよう、引き続き検討していきます。

(3) 多様な人材の活用

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）」のワンストップ経営相談窓口の活動や多様で柔軟な働き方を推進するセミナーなどをおおして、多様な人材を確保・活用するための環境づくりや制度づくりの支援を引き続き進めてほしい。

また、昨今、都市部は近隣からの日本人の採用は難しく、質的にも、外国人労働者に頼らざるを得ない状況あり、市としても外国人材受入れなどについて、中小企業の振興策として何ができるか検討してほしい。

【回答】

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）」のワンストップ経営相談窓口にて多様な働き方の導入や女性活躍等に係る取組に関するご相談をお受けするほか、多様で柔軟な働き方を推進するセミナーを開催し、多様な人材の活躍に向けた働き方の普及啓発に努めていきます。また、こ

うした働き方が広がるよう、国や神奈川県、関係機関と連携した普及啓発を行います。

本市では、海外事務所が中心となり、市内企業のグローバル展開と持続的な成長を支援することを目的に、関係機関と連携しながら、日本に関心のある海外の大学生や留学生の横浜市内企業での就労を促進する取組を進めています。

その中で、海外の大学生や留学生を対象に、横浜市内企業から自社の事業内容や採用情報などをご説明いただくジョブフェア等を実施しています。

IV ものづくりの活性化に対する支援

1 事業承継支援の充実強化

事業承継へのサポートだけではなく、経営支援の一環として相談からマッチングまでの一元的支援を、県の事業承継ネットワークとも連携し充実させるよう、引続きお願いしたい。

また、技術力のある企業で後継者が得られず廃業するケースが今後増加するものと予想されるため、中小企業間でのM&Aを支援する事業を実施してほしい。

【回答】

事業承継課題を抱える企業の皆様に対して、「公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECC横浜)」による専門相談窓口での支援や訪問相談支援、金融機関等と連携した啓発セミナーや後継者・後継候補者に向けた育成講座「横浜次世代経営者塾」の開催、民間企業との連携によるインターネットを利用したM&Aマッチングサイトによる後継者不在企業への選択肢の提供、承継事例の紹介、「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携したM&A支援など、引き続き市内中小企業の皆様における事業承継への取組を幅広く支援していきます。

この他、「横浜市中小企業融資制度」において、事業承継を行う方を対象とした「事業承継資金」の信用保証料を助成し、事業承継に必要な資金ニーズに対応しています。

2 中小企業の経営支援

(1) SDGsや省エネの取組、設備投資への支援

SDGsの取組の促進策と認証企業に対するインセンティブの付与、SDGsに取り組む企業へのサポートを引き続きお願いしたい。

ア 令和4年度に創設された「グリーンリカバリー設備投資補助金」については、公平を期すために、申し込み枠を超える場合は抽選としてほしい。なお、抽選の公平性を期すため、基準を明確にするとともに、例えば、横浜市の「横浜グランドスラム企業表彰」の企業には、別の抽選枠を設けるなどのインセンティブを与えるなども含め検討してほしい。

イ カーボンクレジットの横浜市基準を明確化して、各企業がブルーカーボン、グリーンカーボン等脱炭素化に取り組みやすい制度を創設してほしい。

ウ 電力料金などエネルギーの負担が企業の大きな負担となっていることから、省エネ設備への投資に対する助成を検討してほしい。

【回答】

本市は、「ヨコハマSDGsデザインセンター」とも連携しながら、企業等の皆様に対し、SDGsに関する相談対応やマッチング支援のほか、連携によるプロジェクトの実施や広報等を通じて、SDGsの取組を支援しています。

また、「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」の認証事業者に対しては、これまで、本市入札制度「総合評価落札方式」での加点に係る対象区分の拡充をはじめ、様々なインセンティブの拡充を行ってきました。

さらに、企業等の取組や連携促進の支援として、令和4年度より実施している「認証事業者ミーティング」を令和6年1月に開催し、多くの企業等の皆様にご参加いただき、取組をPRするブース設置や交流を通じて、ネットワークキングの強化や新たなビジネス創出に向けてのきっかけとしていただきました。

引き続き、認証制度の積極的な活用等を通じて、企業等の皆様へのサポートを強化し、持続可能な経営・運営を支援していきます。

「横浜市中小企業融資制度」では、SDGsの達成に資する取組等を行う事業者を対象とする「SDGsよこはま資金」のほか、脱炭素化に向けて取り組む事業者を対象とする融資制度を創設し、本市が信用保証料を助成することで、企業の皆様に資金調達面から支援します。

ア エネルギー価格高騰による中小企業の負担軽減と脱炭素化の推進に向けて、「グリーンリカバリー設備投資助成事業」を転換し、新たに「カーボンニュートラル設備投資助成事業」として予算を拡充します。募集は2回に分け、ともに一定のエントリー期間を設けて募集します。申込みが募集数を超えた場合は無作為で抽選を行うとともに、「横浜グランドスラム企業表彰」の企業には抽選の優先枠を設けます。

イ 地球温暖化対策計画書制度において、クレジットの購入等によるカーボン・オフセットの推進を求めるとともに、排出量に対し、クレジットを活用できる内容とするなどの取組を行っています。引き続き、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、国の認証制度等の周辺動向などを把握しながら、2030年度温室効果ガス排出50%削減の達成に向けて取り組んでいきます。

また、中小企業の皆様に脱炭素化への取組意識を持っていただくため、「中小企業脱炭素化取組宣言制度」や、省エネ診断受診費用の補助制度を創設し、中小企業の脱炭素化への取組を後押しします。

ウ 「カーボンニュートラル設備投資助成事業」では省エネ診断の受診を不要とする「簡易申請コース」を新たに設け、より多くの企業が省エネ設備に投資をしやすいよう後押しします。

(2) 地域工業会支援

ア 本年度施行された「ものづくり魅力向上助成金」制度は、非常に効果が期待できる制度です。経営者の研鑽・情報の共有に向けた研修会など、工業会の果たす役割は高まっており、これらを支援する助成制度を是非、次年度も継続していただきたい。一方、防犯や夜間の安全確保を目的とした照明の設置には、利用しづらいところがあることから、制度設計の見直しも検討してほしい。

イ 市工連の会員である各地域工業会の状況は、財政・運営面において、大きく異なっているため、現状を調査・把握し、引き続き支援策を検討してほしい。

【回答】

ア 地域工業会の皆様は、日頃より研修や勉強会、企業間のマッチング、区と連携した地域におけるものづくりの魅力を発信するイベントの開催など、各種事業を実施しており、本市における工業振興の重要な一翼を担っていただいています。

「ものづくり魅力向上助成金」については、引き続き継続するとともに、より活用しやすい助成金となるよう検討していきます。

イ 引き続き、工業団体活動支援事業等を通して状況を伺い、地域工業会の支援に貴団体とともに努めていきます。

【一般要望】

I 操業環境の改善

1 工業系地域活性化・安定した操業

(1) ものづくり産業の操業環境の向上と工業系地域の維持

工業地域及び準工業地域における共同住宅の建設主への指導については、「横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準」に則して建築主等に適切な指導・対応を行うとともに、各区工業会との情報共有に努めてほしい。また、工場跡地への工場誘致や市内移転による工場建設への支援など、各種支援制度の充実を引き続き進めていただきたい。

【回答】

工業地域の操業環境を保全するため、工業地域及び準工業地域における共同住宅の建築計画を提出した建築主に対して、周辺工場との良好な関係を築くための指導を行っています。建築主に対する強制力はありませんが、より実効性のある指導となるよう、入居時の案内等に当該地域が工業地域及び準工業地域であること、近接する工場等からの法律の範囲内の騒音・臭気等に対して苦情を申し立てないことの記載を行うなどの対応を行っています。引き続き、建築主や各地域工業会と協力しながら対応していきます。

市内への工場等の立地を希望する企業に対しては、用途や面積、地域等を確認の上、条件に見合った土地の情報を適宜紹介する「横浜市土地利用マッチング支援」を行っています。また、企業立地促進条例では工場が立地する際の支援を継続していきます。

2 都市計画・建築・環境

(1) 都市計画道の廃止、用地開放

国道1号線（新子安地区）の都市計画道路の計画中止と国道沿いの容積率の緩和をお願いしたい。

【回答】

国道1号（新子安地区）の都市計画道路の計画中止については、道路管理者である国土交通省に伝えます。

国道沿いの容積率については、令和4年3月に策定した「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」において、「幹線道路沿道に指定している用途地域について、必要に応じ、都市計画変更その他の経過を踏まえた

見直しを行う」こととしています。

(2) 市街地環境設計制度の容積率緩和対象の拡大

市内での事業継続のためには、老朽化した施設の建替えが差し迫った課題となっています。容積率の緩和により、所在する場所での建替えが難しかった工場等の建替えが進むことで、経済の活性化だけでなく環境対策の向上も図られると考えられます。

については、横浜市におけるものづくり産業の空洞化を避けるためにも、容積率の緩和をお願いしたい。

【回答】

「横浜市市街地環境設計制度」は、建築計画が、市街地環境の整備改善に資することを条件に、容積率や高さ等の緩和を行い、良好な市街地環境の形成を誘導していく制度です。

本制度では、用途地域に応じて市街地環境の整備改善に資する要件を満たす場合には、容積率や高さ等の緩和を受けることが可能となります。

(3) 工場緑化の負担の軽減

緑化地域制度における壁面緑化等を活用した基準の緩和の検討を、引き続きお願いしたい。また、脱炭素化への取組としてグリーンカーボンに取り組む企業への工場の屋上緑化や壁面緑化への助成金制度の創設をお願いしたい。さらには、工場緑化に係る維持管理経費への支援の拡充も進めてほしい。

【回答】

令和4年度のご要望を受け、本市の「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく緑化協議における壁面緑化に関する基準については、令和6年度より緑化地域制度に基づく緑化施設の基準に合わせ、鉛直投影面積での算出を行う内容に改正予定です。

横浜みどり税を財源の一部とした「横浜みどりアップ計画」により、法令等の基準以上の緑化を行う場合の助成等も進めています。

公開性のあるオープンスペースにおいて、法令等の基準を超えて地面や屋上、壁面などを合計50平方メートル以上緑化する場合、対象経費の1/2（上限1,000万円）を助成しています。

また、500平方メートル以上の建築物の敷地において、法令に定める基準以上の緑化を行い、10年間保全する契約を締結した場合、基準を超えた

緑化部分の土地について、固定資産税等課税額の4分の1が軽減される建築物緑化保全契約制度があります。

そのほか、「都市緑地法」に基づき、事業者等が工場緑地や空き地等を活用して広場や緑地空間の整備・管理を行う計画を認定する「市民緑地設置計画認定制度」では、3年度分の固定資産税・都市計画税が減免される特例措置もあります。

こうした取組により、令和6年度以降も、工場緑化の維持管理経費の負担軽減につなげていきます。

(4) 金沢緑地帯の整備・活用

今後もLINKAI 横浜金沢活性化推進会議の活動の中に組み込んで、支援を継続していただきたい。

【回答】

金沢臨海部産業活性化プランの「地域の目指す姿」を実現するため、LINKAI 横浜金沢活性化推進会議の活動として、「良好な環境をアピールする取組」を行っています。この取組を引き続き、区局一体となって支援していきます。

(5) 金沢産業団地内の公園・歩道等の緑地整備

公園や歩道等の樹木等の剪定・伐採等の緑地の整備について、引き続き支援を継続していただきたい。公園は港湾局、歩道は金沢土木事務所と所管が縦割りとなっているため、取りまとめてビフォーアフターの写真で報告してほしい。

【回答】

令和5年度は金沢産業団地内の休憩緑地1-A（福浦二丁目公園）及び休憩緑地1-C（福浦一丁目公園）外周歩道において、草刈、樹木等のせん定・伐採を行いました。また、1号幹線道路緑地では、全樹木の点検及び倒木の恐れがある樹木の伐採を実施しました。

金沢産業団地内の他の緑地についても、利用者の皆様が安心・安全にお使いいただけるよう、引き続きせん定・伐採や清掃などを実施し、適切に管理するよう努めていきます。

なお、今後はせん定等が終了次第、貴連合会との会合の機会をとらえ、写真等による情報共有を可能な限り行っていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

金沢産業団地内の港湾管理者が管理する公園・緑地及び道路以外の市道等については、金沢土木事務所がパトロール等で状況を監察し、必要に応じて樹木の剪定や伐採を行っています。また、地元の横浜金沢産業連絡協議会並びに金沢警察署等と連携し、不法投棄物の回収や放置自転車・バイクの移動を行っています。なお、せん定等の状況の報告については、関係部署等とも情報を共有し適宜、対応していきます。

引続き金沢産業団地内における市道等の適正管理に努めていきます。

(6) 安心して働くことができる環境づくりのための防犯灯の整備

「ものづくり魅力向上助成金」を新設していただいたが、実際には利用しづらいところがあり、設置後の電気代やメンテナンス費用なども考慮するなど制度設計を見直して、今後も継続していただきたい。

【回答】

「ものづくり魅力向上助成金」は、ものづくりの魅力向上、工業地域の課題解決に資する事業への助成制度です。現状では電気代やメンテナンス費用などの運営費用に対する助成は想定していません。

今後も、より活用しやすい助成金となるよう検討していきます。

(7) 横浜市金沢産業振興センターの将来に向けた施設整備等

将来に向けた施設整備等の今後の進め方においては、昨年度の状況等を踏まえて慎重に対応していただくよう強くお願いしたい。

【回答】

「横浜市金沢産業振興センター」の将来に向けては、まずは当面の間施設を維持するために必要な修繕について、検討しています。引き続き、「一般社団法人横浜金沢産業連絡協議会」の皆様との対話を継続しながら、慎重に対応を進めます。

(8) 歩道、ガードレール、防犯灯の整備

横断歩道・外側線など道路区画線が劣化で薄くなっている箇所が多数見受けられるので、引き直しをしてほしい。横断歩道なども横浜市予算（現在警察予算）で引き直しできるように検討してほしい。

【回答】

外側線など区画線については、スクールゾーン協議会からの要望を中心

に優先順位を付けて補修を行っており、引き続き、道路の安全向上に努めます。

なお、本市予算により横断歩道の補修を実施することはできませんが、神奈川県警察では、令和5年度補正予算により、横断歩道などの補修を積極的に行っています。

3 道路

(1) 国道 357 号線の 3 車線化及び金沢区鳥浜町付近道路の交通渋滞緩和対策

「鳥浜町交差点改良工事」については、令和4年7月に完工し、鳥浜交差点から鳥浜工業団地への交通動線が確保され、渋滞が緩和されました。しかしながら、金沢区の国道357号線沿線は続々と大型物流倉庫が建設中であり、国道357号線及び鳥浜工業団地内の道路の交通車両が極めて増加しています。

そのため、国道357号線の3車線化及び金沢区鳥浜町付近道路の交通渋滞緩和対策を、次のとおり、お願いしたい。

ア 鳥浜交差点から幸浦二丁目交差点間の国道357号線の車線を増やし、車両交通の円滑化を図る。

イ 道路を拡張及び車線を増加する等の処置については、鳥浜工業団地内市道鳥浜16号線の道路幅を拡張（白帆地区側の歩道幅を狭くし、道路幅を拡張する等の検討）及び一部を2車線化することを検討し、三井アウトレットパークへ来訪する車両と工業団地業務車両を分離する。

ウ 三井アウトレットパーク及びブランチ横浜南部市場の2つの商業エリアへ遊びにくる人々が安全に移動できるように、信号機の設置及び歩道橋を新設する。

【回答】

ア 国道357号鳥浜町交差点から幸浦二丁目交差点間の車線増設については、道路管理者である国土交通省より「鳥浜町交差点改良工事により、左折専用レーンが設置され左折車両と直進車両が分離されたところで、引き続き、周辺の交通状況を踏まえ対応について検討してまいります。」と回答をいただいています。

イ 鳥浜町付近の市道については、周辺の交通状況を踏まえ対応を検討してまいります。

ウ 信号機の設置及び歩道橋の新設については、国土交通省より、「国道357号の南部市場前交差点～鳥浜町交差点間の下り線の歩道は、信号付きの横断歩道及び歩車道の境界にガードパイプなどが設置されており、歩行者の安全は確保されていると認識しています。」と回答いただいています。

(2) 金沢産業団地内道路の標示線等整備

道路標示線等に整備については、神奈川県警とも連携して適正管理に努めていくとのことですが、その後の対応について、具体的計画・対応等の提示がなされるよう市のフォローをお願いしたい。

【回答】

本件要望について、横断歩道、停止線等規制を伴う道路標示は神奈川県警察の所管であることから、ご要望の趣旨を金沢警察署にお伝えしました。

なお、本市が管理する外側線等の路面標示は令和5年度中に補修を行います。今後も、路面標示等の適切な維持管理に努めていきます。

II 販路拡大

1 展示会・商談会

(1) 受発注機会の拡大

受発注相談の効果的な実施を図るため、行政によるPRにより受発注商談会への参加企業の充実を図るなど、受発注機会の更なる検討を行っていただきたい。

【回答】

受発注商談会の開催に際しては、引き続き、共同主催者である貴団体と連携し、より多くの大手企業に発注側企業として参加いただけるよう取り組んでいきます。

(2) 受注開拓のための施策の推進

市内中小企業間の横のつながりについて、引き続き「横浜ものづくりコーディネーター」による市内企業の訪問を進めるなど、企業間マッチングによる受注開拓を推進してほしい。

【回答】

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」と連携し、横浜ものづくりコーディネーターによる市内企業の訪問を行い、企業の課題に応

じたマッチングを行うことで、市内中小企業間の横のつながりづくりや受注開拓を推進していきます。

2 大企業と中小企業の連携

横浜市にある中小企業の認知度を高める工夫をし、大企業への取引増加の働きかけやマッチング機会の拡充に努めていただきたい。なお、マッチングにあたっては、中小企業のノウハウを大企業に取られ、大企業のみが利益を得ることのない仕組みづくりを検討してほしい。

また、市内中小企業の持つ技術力の高さや品質の良さを、市内に事業所を置く大企業にアピールするための情報交換の場を設定するなどにより、市内企業間の取引額が増加し、ひいては横浜経済の活性化に繋げることができるよう一層の取組を進めていただきたい。

【回答】

「横浜市中企業振興基本条例」では、大企業者等の役割として、市内中小企業者との連携・協力を努めることを規定しています。本条例の取組をまとめた報告書の配付や意見交換などの機会を通じて、引き続き、市内中小企業への発注を含む連携について、働きかけていきます。

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」等の関係機関と連携し、市内中小企業の技術・特徴の認知度向上や、横浜ものづくりコーディネーターによる市内中小企業と大企業とのマッチング、大企業主催の商談会へのコーディネート等を推進していきます。

3 公共事業発注の仕組み

(1) 市内中小企業への優先発注

市の発注事業については、今まで以上に市内中小企業への優先発注をお願いしたい。

【回答】

本市の発注については、「横浜市中企業振興基本条例」に基づき、市内経済の活性化の観点から、市内中小企業者への優先発注を基本方針としています。

今後も、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、適切に分離・分割発注をすることにより、市内中小企業者の受注機会の確保を図っていきます。

(2) 地元企業が数多く参加する異業種 J V の推進

P F I 事業に対して地元企業が数多く参加する異業種 J V について、引き続き推進していただきたい。

【回答】

工種ごとの参加資格要件の設定や、W T O 政府調達協定適用外の事業において応募グループに市内企業を含めることを資格要件とするといった取組をしてきました。

また、令和4年度に設立した「横浜 P P P プラットフォーム」においても、建設業をはじめとした市内外企業を対象としたセミナーや勉強会、ビジネスマッチング等を継続的に開催し、異業種 J V の形成に向けた市内企業等の情報交換とネットワーク形成を促進することにより、市内企業が P F I 事業等に、より参画しやすくしていきます。

(3) 適正価格での発注と作業環境の改善対策

現在の経済環境では、資材の高騰などにより、中小企業等は元請け企業からの適正価格での受注が厳しくなっています。市発注の案件は下請法が適切に守られるよう、発注の際に従来以上に指導を行っていただきたい。

また、将来の担い手確保のための業界の魅力アップのために、基本的に土曜・日曜・祝日の作業を禁止しするとともに、適正な工期設定の取組もお願いしたい。

【回答】

本市工事の発注については、受注者あてに適正な下請契約の締結、下請業者に対する代金支払い等の適正化などについて記載したものを契約書と併せて送付しています。今後も、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、下請企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するための周知徹底に努めていきます。

建設業における担い手の確保・育成と労働環境の改善を図る取組として、工事現場における休日の取得促進は重要と考えており、週休2日工事の対象を全工事に拡大します。引き続き、準備期間や後片付け期間、週休2日の確保などを考慮した適正な工期の設定を行っていきます。

(4) 物品・委託契約等における最低制限価格等の導入

物品・委託契約において、適正な競争や成果物が期待できる最低制限価

格を設定していただきたい。

また、落札予定価格より大幅に低い金額を提示した企業が、粗悪な成果物を納めた場合の指名停止処分等の厳格化をお願いしたい。

【回答】

契約の適正な履行や事業者の健全経営の確保は重要であると考えており、最低制限価格制度の導入は、履行の状況及び入札・契約状況を踏まえ、検討していきます。

また、納入された成果物については適正に検査を実施し、基準に応じて指名停止措置を行います。

(5) 物流経費（運賃）の明確化

物品契約の予定価格の算定において、物流経費（運賃）を算定項目として独立させず、物品単価に含めて計上する慣習がいまだに残っている。予定価格の算定において、物流経費（運賃）を物品価格と別に算定する取組の検討をお願いしたい。

【回答】

予定価格については、発注時での参考見積や市況価格などを調査した価格を参考にしていますが、今後も適切な設定に努めていきます。

Ⅲ 人材確保・育成

1 人材確保・育成

(1) 中小企業のインターン受入等

今年度縮小された横浜市就職サポートセンター事業については、通常の募集では集まらない人材が確保できるので拡充していただきたい。

また、インターン受入は、企業側にとって、学生の雇用につながるものが望まれますが、現状は厳しい状況です。しかしながら、学生に市内の中小企業を知ってもらう非常に有効な機会の提供でもあることから、受け入れる企業側の費用や社員リソースの面の負担を軽減するよう横浜市に支援していただきたい。

【回答】

「横浜市就職サポートセンター」では、個別相談や市内中小企業等でのインターンシッププログラム等、それぞれの必要性に応じた支援メニュー

を組み合わせ提供することで、効果的な支援を行っていきます。令和6年度は、ICT分野における雇用創出や市内中小企業等のデジタル人材の確保を目的に、就職氷河期世代の求職者を中心としたデジタル人材就職支援プログラム等を実施します。

また、大学等と連携し、横浜型地域貢献企業や横浜市の認定・認証を受けている企業から、インターンシップ実習生受入れの希望があった企業を「横浜市推薦企業」として紹介し、市内中小企業のインターンシップ受入支援を行っています。

受入れ企業側の費用を負担することは現状困難ですが、貴団体と連携し、工場見学等を通して、学生に市内の中小企業を知ってもらう機会を提供していきます。

今後も、中小企業の皆様の状況に寄り添いながら、引き続き、企業と学生を結びつけるための支援を行っていきます。

(2) 高校生就職フェアの拡充

高校生就職フェアの規模を拡充し希望する企業の参加が可能となるよう、ハローワークに働き掛けていただきたい。また多くの高校生が、居住地に近いところで働きたい希望を持っていることから、地元中小企業の優遇もお願いしたい。

【回答】

規模の拡充、地元中小企業の優遇などの要望については、高校生就職フェアを主催しているハローワークに伝えていきます。

(3) 合同就職面接会等

ア 合同就職面接会へのブース出展支援、参加の機会の確保及び求人の機会拡大に努めていただきたい。

イ 大学へのアプローチを直接持っていない近隣の工業会と大学との、就職に関する交流会を開催してほしい。

【回答】

神奈川労働局やハローワークと共催で合同就職面接会を開催し、就労機会を提供していきます。

一部エリアでは、地域工業会がエリア内の大学と連携し、工業団地を紹介する講義の実施や、地域ものづくり魅力発信イベントへの参加、さらには、理工系ゼミの教授による企業訪問など、産学連携の取組を進めていた

だいています。地域工業会の実情に合わせて、支援を行っていきます。

(4) 社員教育・キャリア形成への支援

コロナ禍を経て、社員の営業力の低下や社員間のコミュニケーション不足などの課題が浮上した中、社員教育に力点を置いて、教育機関を認定し、一定期間受講し卒業した社員のいる事業所への支援策を講じてほしい。

また、確保した人材の定着・離職防止対策を実施するにあたっての支援を、引き続きお願いしたい。

【回答】

本市は「横浜市技能文化会館」に「働く人の相談室」を設け、職場の人間関係やメンタルヘルスなど、働く方々が直面する様々な悩みの解決をサポートしています。

また、本市が市内中小事業者向けに運営している「横浜市勤労者福祉共済事業」においては、加入事業者の社員の方々に、スキル向上の研修や悩み相談対応を含む手厚い福利厚生サービスを提供し、定着の促進を図っています。

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」では、ワンストップ経営相談窓口にて様々な経営課題に関するご相談を受けています。

人材の定着・離職防止を図るために、引き続き、市内中小企業の多様で柔軟な働き方への取組を推進する動画配信やセミナーを実施していきます。

(5) 健康づくり、メンタルヘルス対策

従業員のメンタルヘルス及びハラスメント対応などの精神的ケア、並びに教育をするための外部講師及びカウンセラーなどの派遣料の助成等、メンタルヘルス対策を企業が共同して進める場合も含め、心の健康づくりのための支援をお願いしたい。

【回答】

本市は「横浜市技能文化会館」に「働く人の相談室」を設け、職場の人間関係やメンタルヘルスなど、働く方々が直面する様々な悩みの解決をサポートしています。また、「働く人の相談室」では、相談事例にも基づいた、企業の人事労務担当者等向けの「労働実務セミナー」を四半期ごとに実施しており、メンタルヘルスやハラスメント対応に関する内容も取り扱ってきています。

さらに、本市が市内中小事業者向けに運営している「横浜市勤労者福祉共済事業」においては、加入事業者の社員の方々に、悩み相談対応を含む手厚い福利厚生サービスを提供しています。

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）」では、ワンストップ経営相談窓口にて社会保険労務士による労務に関する相談など、様々な経営課題に関するご相談を受けています。

こころの健康づくりに関する取組として、市民への啓発を目的に動画の掲出やリーフレットの作成、市民向け講演会などを実施しています。

リーフレットでは、こころと体からのサインに気づき、セルフケアしていく必要性とそのポイントをまとめた内容のものを作成しており、区役所を通じて広く配布しています。今後は、働く世代向けの啓発に適した媒体も検討していきます。

また、企業のメンタルヘルス対策に関しては、支援対象となる企業を神奈川産業保健総合支援センターにつなぐ等、関係機関と連携して支援していきます。

IV ものづくりの活性化に対する支援

1 中小企業の経営支援

(1) IoT 導入支援

IoTについては、個別の相談窓口だけでは進んでいかない現状があります。段階に応じた情報提供や相談窓口の工夫をお願いしたい。連携の場やプロジェクトなどを希望する声もあるため、様々なニーズを拾い上げる支援を引き続きお願いしたい。

これからの時代、IoT、DXの導入対応が生き残るための条件も考えられることから、手厚い支援をお願いしたい。

ア IoT、DX導入希望企業に対する技術指導などサポート体制の充実を図られたい。

イ IoT、DX、脱炭素化への設備投資の際の助成の充実と継続をしていただきたい。

ウ 自社で開発を進めた場合や運用コストについても助成を検討してほしい。

【回答】

引き続き、「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）」のマッチングやデジタル化相談等の支援を行っていきます。

ア 「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）」のデジタル化相

談をはじめ、引き続き DX へ向けた専門家派遣などサポートを行っていきます。

イ 中小企業がデジタル化、DX化のために導入する、生産管理システムや在庫管理システムなどの設備導入に係る費用を補助していきます。

ウ 自社で開発を進めた場合や運用コストについては、客観的な経費の算出が難しいことから対象外としています。

(2) 経済局の実施する中小企業支援制度

ア 助成金については、申請手続きの電子化で手続きの簡素化が実施されているが、同様の申請様式の免除など引き続き簡素化を進めてほしい。

イ 令和5年3月からLINE公式アカウントを利用して、中小企業支援策等を発信していただいているが、不備な点は改良していただき、引き続き施策周知への工夫をお願いしたい。

ウ 公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）と連携し、専門家（中小企業診断士等）を帯同して企業のニーズに応える方法など現場訪問事業の充実を検討してほしい。

【回答】

ア 助成金について、引き続き申請手続きの電子化を行い、手続きの簡素化を進めていきます。

イ 引き続き、市内中小企業の皆様に有益な情報をお届けできるよう、配信案件の選定や視認性の高いメッセージ画像の作成に努めていきます。

ウ 「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）」に登録している「横浜ビジネスエキスパート」が、事業者への訪問等により専門的な課題の相談に応じる「エキスパート面談」や、小規模事業者に特化した「小規模事業者出張相談事業」等の訪問支援を、引き続き実施していきます。

ものづくりコーディネート事業では、企業のニーズに応じて、中小企業診断士等をはじめとした専門家等を派遣し、適切な施策紹介や企業間マッチングを実施しています。引き続き、プッシュ型の省エネ相談など、専門家による企業訪問の拡充を図ります。

(3) 厳しい経済環境下での諸施策の実施

コロナ禍での資金繰り対策として、横浜市新型コロナウイルス感染対応資金（実質無利子・無担保）の融資が行われましたが返済時期に来ており、業種によっては、まだ、厳しい環境の企業もあるため、地元銀行との連携

も含めてのサポートをお願いしたい。新たな低利融資制度についても検討していただきたい。

また、小規模企業は資金繰りへの対応も含め、現在実施されている小規模企業への補助金・助成制度を継続していただきたい。

【回答】

依然として厳しい状況に置かれている企業が数多く存在している中、監督官庁である金融庁は、資金繰りの相談に丁寧に対応すること、既往の融資からの借換えを積極的に提案すること、債権の劣後化についても検討することなど、事業者の実情に応じた柔軟な対応を行うよう、金融機関に要請を行っています。本市としても、既往債務の返済猶予や借換え等、事業者の実情に応じて、最大限柔軟な対応を行うよう、金融機関への働きかけを引き続き実施することについて、国に要望しています。

また、制度融資において、既往債務の借換え需要の受け皿となる「伴走型経営支援特別資金」を引き続き実施し、企業の資金繰り支援を行っています。

小規模事業者の資金繰り対応については、原則無担保で利用できる「小規模企業特別資金」や、融資期間1年以内で、毎月の元本返済が不要かつ継続利用も可能な「小規模企業資金繰り安定サポート資金」を実施していきます。引き続き、利用実績やニーズ等をふまえて、小規模事業者の資金需要にきめ細かく対応した資金繰り支援を実施していきます。

補助金・助成制度についても、引き続き、小規模事業者向けのデジタル化に資する設備投資の支援を行います。

「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」では、小規模事業者向けに、オンラインや出張による相談を無料で実施し、資金繰りをはじめ様々な課題・ご要望に合わせたきめ細やかな支援を引き続き行っていきます。

V その他

1 環境・産業廃棄物

高濃度だけでなく低濃度PCB含有機器についても処理期限が決まっています。市から処理促進のPRをしていただくとともに、低濃度PCB含有機器についても中小企業等を対象とする負担軽減措置を拡充するよう、引き続き国に働きかけていただきたい。

また、SDGsの観点から、現状、有料処分となっている各企業の事業活動により発生する事業系廃棄物・産業廃棄物について、再利用可能物資

として捉え、品目や用途、再利用ルートを市が一元管理し、資源循環局のみに留まらず各区で管理を行い、身近な情報として市民へ提供してほしい。

【回答】

低濃度 PCB 廃棄物については、期限内の処理に向けて、引き続き広報等により必要な情報提供を進めていきます。また、処理における負担軽減措置については、使用中の変圧器等を対象とした「PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業」という補助制度が令和5年度から実施されましたが、引き続き国に対して拡充を要望していきます。

事業活動により発生する産業廃棄物は、廃棄物処理法により排出事業者の責任で処理するものと定められています。

事業所で不要となったプラスチック類や油等のうち状態の良いものについては、リサイクル原料として有償で売却されるものもあります。また、有償で売却できないものについても、神奈川県や商工会議所等と連携して運用している「廃棄物交換システム」により、県内の他事業所に原材料や燃料等として引き渡せる場合もありますので、適宜ご相談くださいますようお願いいたします。

2 企業防災

中小企業がBCPに沿った対策をするために、また、事業継続力強化計画の策定が推進されるよう、同計画の認定企業に対して、備品購入等の補助金を検討してほしい。例えば、非常用電源等の設備購入に利用できるような補助金を新設して、中小企業のBCP策定を進めやすくすることも検討してほしい。

また、横浜型BCP対策企業認定制度を制定してほしい。

【回答】

「公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA横浜)」による専門相談窓口での支援や訪問相談支援、民間企業と連携した啓発セミナーなどの実施により、「事業継続力強化計画」策定の推進を引き続き行っていきます。また、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業の防災・減災設備に対する税制優遇や、ものづくり補助金等の優遇措置、低利融資等のメリットをご活用いただけるよう、計画策定支援と併せて説明することで中小企業の災害対応力の向上を支援します。

なお、事業継続力強化計画認定の取得を支援していることから、横浜型BCP対策企業認定制度の創設は検討していません。

3 横浜港のふ頭の整備

(1) 横浜ノースドックの返還と跡地利用

横浜ノースドックの返還に努めるとともに、返還後の土地利用については、ベイサイドマリーナのような集客力をもつショッピングモール・マリーナの立地誘導を図っていただきたい。

現在の神奈川区瑞穂町・鈴繁町の両地区は、多くが横浜ノースドックの敷地として横浜市民や一般客が入場できない地域となっています。この地域をショッピングモールとマリーナとして誘致することにより、魅力・活力・美観のある地域として土地利用していただくとともに現在、ノースドックの先端に設置されているハマウイング（風力発電）を、このショッピングモール・マリーナのゼロカーボンにも貢献できる電力供給として活用していただきたい。また、ハマウイングの先にベイブリッジが見えるという横浜の新たな「映え」写真スポットとして、観光名所になるよう施設転換することの検討していただきたい。

【回答】

返還後の利用方法については、返還時の社会・経済の情勢などを踏まえ、地域住民の皆様や地権者の皆様からの声を十分に聞きながら検討を進めていきます。

本市としては、引き続き、市内米軍施設・区域の早期全面返還を、国に働きかけるとともに、地元の皆様のご要望をしっかりと伝え、要望実現に向け働きかけていきます。

ハマウイングで発電した電気については、地産地消を推進するため、「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約」の仕組みを活用し、本市が取扱いを承諾した小売電気事業者を通じて市内の事業者へ供給しています。

(2) 横浜市中心卸売市場、高島水際線公園、神奈川区「浜通り」での賑わい創出による経済の活性化

ア 中央卸売市場では、現在市場まつりや週末の一般開放を行っていて、市民は市場での買い物を非常に楽しみにしています。これを発展させて、常時市民や観光客が楽しめるようなマルシェやフードコート施設の創り、「新鮮で豊富な食材」を楽しめる施設を創ることを検討していただきたい。

イ みなとみらい臨時ヘリポートから高島水際線公園の運河は、現在あまり有効的に活用されていないと感じます。この運河を横浜市民専用のマリーナとして、クルーザーやプレジャーボートを停泊できる施設として活用できるように検討していただきたい。

ウ 神奈川区「浜通り」運河地区はもともと漁村であったため、古い釣り

船や家屋が残っています。この地区を再整備して、屋形船や京浜地区の工業地区見学観光船の発着所、京浜工業地帯で作られた製品を販売・紹介する施設等を創ることにより、「浜通り」の経済の活性化につなげ、京浜工業地帯の企業の認知度アップにもつなげていただきたい。

【回答】

平成 30 年 9 月に改定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」では、横浜市中心卸売市場本場（以下「本場」といいます。）が隣接する山内ふ頭周辺地区において、市場とも連携した「食」をテーマとする賑わいの創出や、来街者が憩い楽しめる空間の形成などに取り組むこととしています。

令和 6 年度も、本場では、市場事業者で構成される団体が主催者となり、市場の食材を活用した「食」をテーマとするマルシェ等のイベントを開催し、賑わい創出に取り組めます。

引き続き、関係区局が連携し、マスタープランに沿った将来土地利用の実現に向けて、検討を進めていきます。

また、本市では、地域産業の魅力向上に資する事業に対し、「ものづくり魅力向上助成金」で支援しています。地域産業紹介イベント等を行う際にはぜひ本助成金の活用をご検討ください。

いただいたご意見・ご要望について、今後のまちづくりの検討の参考とさせていただきます。

4 港南台駅周辺の活性化

昭和 58 年に「地域中核病院」として港南台駅近くに関院した南部病院が、令和 9 年に駅から約 1・2 キロメートル南東の「旧港南工場敷地」へ移転することとなりました。それにともない、現病院跡地について、地元商工業の活性化のための利活用策をお願いしたい。特に、港南台高島屋の閉店やコロナ禍の影響により、港南台駅周辺の空き店舗が増加していることから、地域と行政による早急な対応策検討の必要があると思われます。跡地には、魅力ある商工業や地域住民の交流拠点、文化施設などの設置を要望します。

【回答】

「社会福祉法人恩賜財団横浜市南部病院」跡地は、駅からのアクセスもよく、利便性の高い土地となっています。当該病院跡地活用に向けては地域の皆様の声を聞きつつ、地域全体の活性化に繋がるよう関係区局で検討していきます。

5 閉校となった小学校等の無償利用

現在閉校となっていて、当面は解体や利用目的が定まっていない小学校や類似施設について、地域のイベント等のもとより、各地域にある任意団体や法人集合体組織等の会議、懇親会その他活動に関わる開催施設として無償または有償にて利用できる施策を検討してほしい。

また、体育館を講演施設として利用したり、グラウンドについては屋外体育活動などに利用開放し、長期未利用地にあっても地域における企業団体の活動や企業対地域住民の交流活動に利用できるよう検討してほしい。

【回答】

閉校となった小中学校については、次の恒久利用が決定するまでの間は無人の施設となるため、防火・防犯等を確保するために必要な法定点検や機械警備など、最低限の経費を旧所管局である教育委員会事務局が負担し、管理しています。

恒久利用までの間で施設が安全に使用できる場合は、「通学区域と学校規模適正化等検討部会」の意見書を踏まえて、統合先の学校による利用や、区による地域開放（閉校以前に学校開放事業で活動を行っていた文化・スポーツクラブによる利用）やコミュニティハウスとしての利用、災害時の避難場所となる地域防災拠点に対して暫定利用を承認しています。

今回のご要望については、上記の閉校となった小中学校の管理状況に加えて、現地に常駐する職員がいないため施設利用に関する諸対応が困難であること、また不特定多数の方の利用が想定される講演会や交流活動等については施設の利用用途を決定したうえで使用する必要があると考えられることなどから、暫定利用の中で対応することは難しいと考えます。そのため、市民利用施設等での開催のご検討をお願いします。

閉校となった小中学校については、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」等を踏まえ、立地特性や地域ニーズ等を十分に把握しながら、サウンディング等を通して事業成立の可能性も確認し、価値の最大化と早期利活用に向け、総合的な観点から関係区局において検討を行っていきます。

6 2027 国際園芸博覧会

横浜市の一大会「2027 国際園芸博覧会」開催の際、工業会として何ができるか、企業としてどう関わられるのか、企業の参画等に向けた情報の提供をしていただきたい。

【回答】

GREEN×EXPO 2027 では、多くの企業・団体の皆様にご参画いただけるよう、出展や協賛等の様々な参加メニューをご用意しており、今後、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」（以下「博覧会協会」といいます。）において順次募集していきます。

参加メニューの詳細については、「博覧会協会」のウェブサイトのほか、企業・団体の皆様向け説明会の「共創ミーティング」などにより、随時提供させていただきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

